

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	藤崎町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.fujisaki.lg.jp/index.cfm/7,0,68,html

執行機関名 藤崎町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年藤崎町条例第101号)による医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年藤崎町条例第101号)による医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等の父又は母及び児童の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年藤崎町条例第101号) 藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(平成17年藤崎町規則第75号)